

(別添1)

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(目次)	(目次)
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
第3章 略	第3章 略
第1節 略	第1節 略
第1及び第2 略	第1及び第2 略
第2の2 <u>徴税吏員の質問検査権</u>	
第2節及び第3節 略	第2節及び第3節 略
第4章～第18章 略	第4章～第18章 略
第1章 一般的事項	
第4節 第二次納税義務	
<u>18 偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務</u>	
<u>偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社等がその地方団体の徴収金を納付し、又は納入していない場合において、その株式会社等に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるとき（合資会社にあつては、無限責任社員に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限る。）は、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員又は有限責任社員を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に、その株式会社等が被支配会社に該当する場合におけるその役員又は有限責任社員に限る。以下この項において「特定役員等」という。）</u>	

に対し、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた地方団体の徴収金の額又はその株式会社等の財産のうち、その偽りその他不正の行為があった時以後に、その特定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転をしたもの（その株式会社等の取引の内容その他の事情を勘案して、当該取引の相手方との間で通常の取引の条件に従って行われたと認められる取引として移転をしたものを除く。）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法11の9、令6の2）

19 自動車の売主の第二次納税義務

(1) 法第147条第1項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車（以下「所有権留保付自動車」という。）については、当該自動車の買主を所有者とみなして自動車税の種別割を課することとされているが、当該買主が当該自動車に対して課する自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該自動車の売主に対し、当該自動車の引渡しと同時にその代金の受渡しを行うものとした場合の価額（現金販売価格）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。

（法11の10①、令6の2の2）

(2) 略

(3) 所有権留保付自動車の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなったと認められるときは、当該受け取ることができなくなったと認められる額を限度として、当該自動車の売主の第二次納税義務に係る地方団体の徴収金の納付の義務を免除するものとされているが、その運用に当たっては、免除の事由に該当するかどうかの認定につき適正を期するよう留意すること。

（法11の10②）

18 自動車の売主の第二次納税義務

(1) 法第147条第1項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車（以下「所有権留保付自動車」という。）については、当該自動車の買主を所有者とみなして自動車税の種別割を課することとされているが、当該買主が当該自動車に対して課する自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該自動車の売主に対し、当該自動車の引渡しと同時にその代金の受渡しを行うものとした場合の価額（現金販売価格）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。

（法11の9①、令6の2）

(2) 略

(3) 所有権留保付自動車の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなったと認められるときは、当該受け取ることができなくなったと認められる額を限度として、当該自動車の売主の第二次納税義務に係る地方団体の徴収金の納付の義務を免除するものとされているが、その運用に当たっては、免除の事由に該当するかどうかの認定につき適正を期するよう留意すること。

（法11の9②）

(4) 略

(5) 売主が法第11条の10第3項の規定により第二次納税義務に係る地方団体の徴収金の納付義務の免除の規定の適用があるべき旨の申告をするに当たっては、免除の事由に該当する事実等を記載した書面を提出させるとともに、これと併せて次に掲げるような免除の認定に関し必要と認められる書類又はその写しを提出させることが適当であること。

ア～エ 略

第5節 人格のない社団等の納税義務

20 略

第6節 納税の告知等

21 納税の告知

(1) 略

(2) 地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）が完納され、滞納処分費だけが未納となっている場合において、その滞納処分費につき滞納者の財産を差し押さえようとするときは、滞納処分費の徴収の基因となった地方団体の徴収金の年度及び税目、納付すべき金額、納期限並びに納付場所を記載した文書で納付の告知をしなければならないこと。

なお、滞納処分費につき直ちに滞納処分をしなければならないときは、徴税吏員に口頭で行わせることができるものであること。（法13②、令6の2の3）

22 繰上徴収

繰上徴収とは、既に納付又は納入の義務の確定している者について、その租税債権の納期限の到来を待っては徴収すべき地方団体の徴収金の全額を徴収することができないと認められる特定の事情が生じた場合には、直ちに地方団体の徴収金を徴収することをいうものであること。

なお、上記の納付又は納入の義務の確定している地方団体の徴収金とは、次に掲げるものであること。（法13の2、令6の2の4）

(4) 略

(5) 売主が法第11条の9第3項の規定により第二次納税義務に係る地方団体の徴収金の納付義務の免除の規定の適用があるべき旨の申告をするに当たっては、免除の事由に該当する事実等を記載した書面を提出させるとともに、これと併せて次に掲げるような免除の認定に関し必要と認められる書類又はその写しを提出させることが適当であること。

ア～エ 略

第5節 人格のない社団等の納税義務

19 略

第6節 納税の告知等

20 納税の告知

(1) 略

(2) 地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）が完納され、滞納処分費だけが未納となっている場合において、その滞納処分費につき滞納者の財産を差し押さえようとするときは、滞納処分費の徴収の基因となった地方団体の徴収金の年度及び税目、納付すべき金額、納期限並びに納付場所を記載した文書で納付の告知をしなければならないこと。

なお、滞納処分費につき直ちに滞納処分をしなければならないときは、徴税吏員に口頭で行わせることができるものであること。（法13②、令6の2の2）

21 繰上徴収

繰上徴収とは、既に納付又は納入の義務の確定している者について、その租税債権の納期限の到来を待っては徴収すべき地方団体の徴収金の全額を徴収することができないと認められる特定の事情が生じた場合には、直ちに地方団体の徴収金を徴収することをいうものであること。

なお、上記の納付又は納入の義務の確定している地方団体の徴収金とは、次に掲げるものであること。（法13の2、令6の2の3）

(1)～(5) 略

2 3 略

第7節 地方税の優先権等

2 4～3 1 略

3 2 先取特権の優先

先取特権のうち、不動産保存の先取特権及び不動産工事の先取特権等財産の価値保存又は増価等を行ったものの先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときはその成立時期にかかわらずその地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収するものであること。(法14の13、令6の5)

なお、不動産賃貸の先取特権その他質権と同一又はこれに優先する権利を有する動産に関する特別の先取特権、不動産売買の先取特権及び登記された一般の先取特権等により担保される債権については、質権又は抵当権により担保される債権に準じて(28参照)地方団体の徴収金との優先順位が定められているものであること。(法14の14)

3 3～4 0 略

第9節 納税の猶予に伴う担保等

4 1及び4 2 略

4 3 保全差押

地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、法第1章第16節(犯則事件の調査及び処分)の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定

(1)～(5) 略

2 2 略

第7節 地方税の優先権等

2 3～3 0 略

3 1 先取特権の優先

先取特権のうち、不動産保存の先取特権及び不動産工事の先取特権等財産の価値保存又は増価等を行ったものの先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときはその成立時期にかかわらずその地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収するものであること。(法14の13、令6の5)

なお、不動産賃貸の先取特権その他質権と同一又はこれに優先する権利を有する動産に関する特別の先取特権、不動産売買の先取特権及び登記された一般の先取特権等により担保される債権については、質権又は抵当権により担保される債権に準じて(27参照)地方団体の徴収金との優先順位が定められているものであること。(法14の14)

3 2～3 9 略

第9節 納税の猶予に伴う担保等

4 0及び4 1 略

4 2 保全差押

地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、法第1章第16節(犯則事件の調査及び処分)の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定

前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額（以下この項において「保全差押金額」という。）を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押ができず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後1年を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととなった場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重を期すること。

なお、所得税、法人税又は消費税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税、その所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税又はその消費税の課税に基づいて課する地方消費税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。この場合において「1年」と規定されている解除期間については「6か月」と読み替えるものとする。（法16の4、令6の12）

4.4～4.6 略

第11節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

4.7 更正、決定等の期間制限

租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別する

前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額（以下この項において「保全差押金額」という。）を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押ができず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後6か月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととなった場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重を期すること。

なお、所得税、法人税又は消費税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税、その所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税又はその消費税の課税に基づいて課する地方消費税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。_____

_____（法16の4、令6の12）

4.3～4.5 略

第11節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

4.6 更正、決定等の期間制限

租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別する

とともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制限したものであること。（法17の5・17の6、令6の16）

(1) 更正若しくは決定又は加算金の決定は、原則として、法定納期限（不動産取得税等随時に課する地方税については、不動産の取得があった日等その地方税を課することができることとなった日。以下(3)から(5)まで及び4.8において同じ。）の翌日から起算して5年を経過した日以後はすることができないものであること。

(2)～(8) 略

4.8～6.6 略

第2章 道府県民税

第1節 通則

第1 納税義務者

5 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる者が寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る個人住民税の所得割を課するものであること。（法附則3の2の3①）

なお、この場合における当該公益法人等（個人を除く。）の住所は、当該公益法人等の本店又は主たる事務所若しくは事業所の所在地にあるものとする。こと。（令附則3の2の3①）

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされてい

とともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制限したものであること。（法17の5・17の6、令6の16）

(1) 更正若しくは決定又は加算金の決定は、原則として、法定納期限（不動産取得税等随時に課する地方税については、不動産の取得があった日等その地方税を課することができることとなった日。以下(3)から(5)まで及び4.7において同じ。）の翌日から起算して5年を経過した日以後はすることができないものであること。

(2)～(8) 略

4.7～6.5 略

第2章 道府県民税

第1節 通則

第1 納税義務者

5 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる法人が寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る個人住民税の所得割を課するものであること。（法附則3の2の4①）

なお、この場合における当該公益法人等 _____ の住所は、当該公益法人等の主たる事務所又は _____ 事業所の所在地にあるものとする。こと。（令附則3の2の3①）

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされてい

るため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から令和7年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から令和7年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除しても

るため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から令和5年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から令和5年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除しても

なお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則４の２①Ⅰ）

(2)及び(3) 略

12の2 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合は、100分の2）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2）に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額）を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法37の2①）

(1)～(4) 略

(5) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(6)及び(7) 略

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

なお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則４の２①Ⅰ）

(2)及び(3) 略

12の2 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合は、100分の2）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2）に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額）を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法37の2①）

(1)～(4) 略

(5) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(6)及び(7) 略

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和5年6月27日付総税市第65号)及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和5年7月21日付総税市第80号)を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号)に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

第13 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

40の3 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 前年前3年以内に生じた法附則第35条の2の6第5項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであり、当該控除額については、所得税における繰越控除額と一致するものであること。(法附則35の2の6④)

なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第4項の規定により順次控除するものであること。

第3節 法人の道府県民税

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((7)、(17)及び(18)を除く。)の適用前の法人税額をいう

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和4年6月23日付総税市第55号)及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和4年6月23日付総税市第56号)を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号)に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

第13 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

40の3 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 前年前3年以内に生じた法附則第35条の2の6第5項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであること

。 (法附則35の2の6④)

なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第4項の規定により順次控除するものであること。

第3節 法人の道府県民税

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((7)、(17)及び(18)を除く。)の適用前の法人税額をいう

により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合にあっては当該事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

53の5 法人が法人税法第80条又は第144条の13の規定により法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合には、法人の道府県民税については、この制度をとらず、内国法人にあっては内国法人の控除対象還付法人税額を法人税割の課税標準となる法人税額から、外国法人にあっては外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ当該還付を受けた事業年度開始の日後10年以内に開始する事業年度（中間期間（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいう。（以下53の5において同じ。））において災害損失欠損金額の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合には、当該還付を受けた中間期間の属する事業年度及び当該事業年度開始の日後10年以内に開始する事業年度。）に限って控除することとしているのであるが、これは地方団体の財政規模が一般的に小さいために損失の生じた年度において税収入の減少に加えて多額の還付金を生ずることが、その地方団体の財政運営に支障をきたすものと考えられたことによるものであること。（法53㉓）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額（当該適格合併の日前又は当該残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間_____に係る当該内国法人の控除対象還付法

により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合にあっては当該事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

53の5 法人が法人税法第80条又は第144条の13の規定により法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合には、法人の道府県民税については、この制度をとらず、内国法人にあっては内国法人の控除対象還付法人税額を法人税割の課税標準となる法人税額から、外国法人にあっては外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ10年間_____

_____に限って控除することとしているのであるが、これは地方団体の財政規模が一般的に小さいために損失の生じた年度において税収入の減少に加えて多額の還付金を生ずることが、その地方団体の財政運営に支障をきたすものと考えられたことによるものであること。（法53㉓）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額（当該適格合併の日前又は当該残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいう。（2）において同じ。））に係る当該内国法人の控除対象還付法

人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額は、合併法人等の道府県民税について、内国法人にあつては内国法人の控除対象還付法人税額を法人税割の課税標準となる法人税額から、外国法人にあつては外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ繰越控除するものであること。(法53㉔)

(2)及び(3) 略

53の6 通算法人が法人税法第80条の規定により法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合には、法人の道府県民税については53の5と同様にこの制度をとらず、当該通算法人の事業年度又は中間期間(同条第5項に規定する中間期間をいう。以下53の6において同じ。)に生じた欠損金額で同条第12項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額と同条第13項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額の合計額(以下53の6において「還付対象欠損金額」という。)を基に算定した控除対象還付対象欠損調整額を当該還付対象欠損金額の生じた事業年度開始の日後10年以内に開始する事業年度(中間期間において当該還付対象欠損金額が生じた場合には、当該還付対象欠損金額が生じた中間期間の属する事業年度及び当該事業年度開始の日後10年以内に開始する事業年度。)に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除するものであること。(法53㉕)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 控除対象還付対象欠損調整額は、還付対象欠損金額に当該還付対象欠損金額

人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額は、合併法人等の道府県民税について、内国法人にあつては内国法人の控除対象還付法人税額を法人税割の課税標準となる法人税額から、外国法人にあつては外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ繰越控除するものであること。(法53㉔)

(2)及び(3) 略

53の6 通算法人が法人税法第80条の規定により法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合には、法人の道府県民税については53の5と同様にこの制度をとらず、当該通算法人の事業年度又は中間期間(同条第5項に規定する中間期間をいう。以下53の6において同じ。)に生じた欠損金額で同条第12項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額と同条第13項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額の合計額(以下53の6において「還付対象欠損金額」という。)を基に算定した控除対象還付対象欠損調整額を10年間

_____に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除するものであること。(法53㉕)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 控除対象還付対象欠損調整額は、還付対象欠損金額に当該還付対象欠損金額

の生じた事業年度又は中間期間後最初に終了する事業年度終了の日（次に掲げる控除対象還付対象欠損調整額については、次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（法53㉗）

ア 還付対象欠損金額（中間期間において生じたものを除く。）の生じた事業年度_____後最初に終了する事業年度について仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象還付対象欠損調整額 6月経過日の前日（令8の23の2①）

イ 被合併法人等の還付対象欠損金額（中間期間において生じたものを除く。）の生じた事業年度終了の日が適格合併の日の前日又は残余財産の確定の日である場合の被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額 当該還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日（令8の23の2②）

また、還付対象欠損金額（中間期間において生じたものを除く。）の生じた事業年度_____後最初に終了する事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象還付対象欠損調整額を控除する場合には、上記アの控除対象還付対象欠損調整額を控除するのではなく、還付対象欠損金額に、当該還付対象欠損金額の生じた事業年度_____後最初に終了する事業年度終了の日における法第53条第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した控除対象還付対象欠損調整額を控除するものであること。

(2)及び(3) 略

第3章 事業税

第1節 通則

第1 納税義務及び納税義務者

1の2 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。）以外の事業のうち、資本金の額又は出資金の額（以下1の

の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日（次に掲げる控除対象還付対象欠損調整額については、次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（法53㉗）

ア 還付対象欠損金額_____の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象還付対象欠損調整額 6月経過日の前日（令8の23の2①）

イ 被合併法人等の還付対象欠損金額_____の生じた事業年度終了の日が適格合併の日の前日又は残余財産の確定の日である場合の被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額 当該還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日（令8の23の2②）

また、還付対象欠損金額_____の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象還付対象欠損調整額を控除する場合には、上記アの控除対象還付対象欠損調整額を控除するのではなく、還付対象欠損金額に、当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における法第53条第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した控除対象還付対象欠損調整額を控除するものであること。

(2)及び(3) 略

第3章 事業税

第1節 通則

第1 納税義務及び納税義務者

1の2 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。）以外の事業のうち、資本金の額又は出資金の額_____

2において「資本金の額」という。)が1億円を超える法人(当分の間、資本金の額が1億円以下であっても、前事業年度に外形対象法人(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。)に該当したものであって、当該事業年度に払込資本の額が10億円を超える法人を含む。)又は法第72条の2第1項第1号ロ(1)若しくは(2)に該当する法人(以下この章において「100%子法人等」という。)が行う事業(法第72条の4第1項各号に掲げる法人(公共法人)、法第72条の5第1項各号に掲げる法人(2の2において「公益法人等」という。)、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人(特別法人)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等(1の3において「人格のない社団等」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この章において同じ。)に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))が行う事業を除く。)及び特定ガス供給業(法第72条の2第1項第4号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。)が、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税の対象となるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の2①・②、法附則8の3の3、令10の2・10の3・10の4・10の5、令附則5の7、則3の13の4、則附則2の6の3)

- (1) 資本金の額又は払込資本の額は、収入金額課税事業若しくは非課税事業を併せて行う法人、特定内国法人(内国法人で、この法律の施行地外(以下この章において「外国」という。)において事業を営んでいるものをいう。)又は外国法人であっても、当該法人の資本金の額の総額又は払込資本の額の総額をいうものであること。
- (2) 外国法人の資本金の額又は払込資本の額は、法第72条の2第2項第1号又は第2号に定める日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値(以

が1億円を超える法人

(法第72条の4第1項各号に掲げる法人(公共法人)、法第72条の5第1項各号に掲げる法人(2の2において「公益法人等」という。)、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人(特別法人)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等(1の3において「人格のない社団等」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この章において同じ。)に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))が行う事業及び特定ガス供給業(法第72条の2第1項第4号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。)が、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税の対象となるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の2①・②

- (1) 資本金の額又は出資金の額は、収入金額課税事業若しくは非課税事業を併せて行う法人、特定内国法人(内国法人で、この法律の施行地外(以下この章において「外国」という。)において事業を営んでいるものをいう。)又は外国法人であっても、当該法人の資本金の額又は出資金の額の総額をいうものであること。
- (2) 外国法人の資本金の額又は出資金の額は、当該事業年度終了の日

下1の2(2)及び4の6の1において「電信売買相場の仲値」という。)により換算した円換算額によること。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。

(3) 則第3の13の4及び則附則第2の6の3の会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第76条第2項第3号又は第3項第3号に規定する資本剰余金(以下「資本剰余金」という。以下1の2において同じ。)に準ずる金額とは、会社法第2条第1号に規定する会社以外の法人が出資者から出資を受けた金額のうち資本金の額以外の金額をいい、同号の会社以外の法人の資本剰余金、外国法人の資本剰余金(これに類するものを含む。)、会員商品取引所の加入金等が含まれるものであること。なお、外国法人の資本剰余金(これに類するものを含む。)については、当該外国法人の本店又は主たる事務所若しくは事業所の所在する国の法令に定めるところを勘案して判定すること。

(4) 資本金の額が1億円を超えるかどうかの判定及び払込資本の額が10億円を超えるかどうかの判定並びに法第72条の2第1項第1号ロ(1)に規定する特定法人(以下この章において「特定法人」という。)との間に当該特定法人による完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この章において同じ。)がある法人のうち払込資本の額(一定の剰余金の配当等により減少した額を加算した額をいう。)が2億円を超えるもの又は法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものと同該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(一定の剰余金の配当等により減少した額を加算した額をいう。)が2億円を超えるものに該当するかどうかの判定に関し必要な事項の判定((5)の判定を除く。)は、

下1の2(2)及び4の6の1において「電信売買相場の仲値」という。)により換算した円換算額によること。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。

(3) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定

は、

当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書の規定に基づく中間申告を行う法人についてはその事業年度（通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度）開始の日以後6月を経過した日（以下この章において「6月経過日」という。）の前日とし、清算中の法人についてはその解散の日とする。）の現況によること。

(5) (4)に規定する当該事業年度終了の日に法人との間に完全支配関係がある他の法人（以下(5)及び(6)において「他の法人」という。）が当該事業年度において特定法人に該当するものであるかどうかの判定に関し必要な事項の判定は、同日以前最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日（当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日）の現況によること。

(6) 他の法人が恒久的施設を有しない外国法人である場合は、当該他の法人の本店又は主たる事務所若しくは事業所の所在する国で定める法令、定款、寄附行為、規則又は規約に定める事業年度その他これに準ずる期間を法第72条の2第2項第2号に規定する当該他の法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用すること。

(7) 特定法人との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人又は法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときは、当該法人の払込資本の額の算定に当たって、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に、一定の場合において当該法人が一定の剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算する措置を講じているが、その際に次に掲げる判定については、それぞれ次に定める日の現況によること。

ア 当該措置の対象となる場合に該当するかどうかの判定に関し必要な事項の判

各 事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書の規定に基づく中間申告を行う法人についてはその事業年度（通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度）開始の日以後6月を経過した日（以下この章において「6月経過日」という。）の前日とし、清算中の法人についてはその解散の日とする。）の現況によること。

定（イに掲げる判定を除く。） 当該剰余金の配当の効力が生じた日又は当該出資の払戻しの実事があった日（イにおいて「配当等の日」という。）

イ 配当等の日に当該法人との間に完全支配関係がある他の法人が当該配当等の日において特定法人に該当するものであるかどうかの判定に関し必要な事項の判定 配当等の日以前最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日（当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日）

第2の2 徴税吏員の質問検査権

2の2の1 道府県の徴税吏員は、事業税の納税義務がある法人又は納税義務があると認められる法人が100%子法人等であるかどうかの判定に係る調査のために必要がある場合においては、法第72条の7第1項の規定に基づき、当該法人との間に完全支配関係があると認められる他の法人に対して質問することができることに留意すること。（法72の7①）

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

2 報酬給与額の算定

4の2の17 法附則第9条第13項及び第14項に規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては、適用するものであること。

なお、同条13項及び第14項に規定する継続雇用者給与等支給額、継続雇用者比較給与等支給額、控除対象雇用者給与等支給増加額、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額は、これらの給与等の支給額に、その給与等に充てるため他の者から支払いを受けた金額がある場合には、当該金額を控除するものであり、その給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下4

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

2 報酬給与額の算定

4の2の17 法附則第9条第13項_____に規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては、適用するものであること。

なお、控除の要件の判定の基礎となる継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額、控除対象雇用者給与等支給増加額並びに控除対象雇用者給与等支給増加額の計算に用いる雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額は、これらの給与等の支給額に、その給与等に充てるため他の者から支払いを受けた金額がある場合には、当該金額を控除するものであり、その給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下4

の2の17において同じ。)がある場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額にあっては当該雇用安定助成金額を控除しない金額であるが、控除対象雇用者給与等支給増加額、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額にあっては当該雇用安定助成金額を控除した金額であることに留意すること。

非課税事業若しくは収入金額課税事業(以下この章において「非課税事業等」という。)、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(非課税事業を除く。以下この章において「所得等課税事業」という。)、同項第3号に掲げる事業(以下この章において「収入金額等課税事業」という。)又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の付加価値割の課税標準はそれぞれの事業ごとに算定するものであり、法附則第9条第13項及び第14項(これらの規定を同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により控除する金額については、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額によるものであること。(法附則9⑬～⑯、令附則6の2⑥・⑦)

(1) 略

(2) 非課税事業等と所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を併せて行う法人 法附則第9条第16項の規定により読み替えて適用される同条第13項及び第14項により計算した金額(特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、令附則第6条の2第6項で定めるところにより計算した金額)

(3) 略

6 資本金等の額の算定

4の6の3 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1) 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の27

①)

(2) 一定の要件を満たす持株会社の資本金等の額の算定(法72の21⑥、令20の2の23・20の2の24)

の2の17において同じ。)がある場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額にあっては当該雇用安定助成金額を控除しない金額であるが、控除対象雇用者給与等支給増加額、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額にあっては当該雇用安定助成金額を控除した金額であることに留意すること。

非課税事業若しくは収入金額課税事業(以下この章において「非課税事業等」という。)、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(非課税事業を除く。以下この章において「所得等課税事業」という。)、同項第3号に掲げる事業(以下この章において「収入金額等課税事業」という。)又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の付加価値割の課税標準はそれぞれの事業ごとに算定するものであり、法附則第9条第13項() ()同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により控除する金額については、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額によるものであること。(法附則9⑬～⑯、令附則6の2⑥・⑦)

(1) 略

(2) 非課税事業等と所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を併せて行う法人 法附則第9条第15項の規定により読み替えて適用される同条第13項()により計算した金額(特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、令附則第6条の2第6項で定めるところにより計算した金額)

(3) 略

6 資本金等の額の算定

4の6の3 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1) 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の26

①)

(2) 一定の要件を満たす持株会社の資本金等の額の算定(法72の21⑥、令20の2の22・20の2の23)

(3) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（法72の22①、令20の2の25）

(4) 非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の27③）

(5) 略

(6) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の27⑥）

4の6の4 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（法72の22②、令20の2の26）

(2) 収入金額課税事業又は非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の27④）

(3) 略

(4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の27⑦）

4の6の9 内国法人について、当該内国法人の特定子会社に対する貸付金がある場合又は当該特定子会社の発行する社債を保有している場合には、当該内国法人が当該特定子会社の株式等を直接保有しているか否かにかかわらず、当該貸付金等は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含まれないものであること。（令20の2の23IV）

4の6の10 非課税事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の27）

(1)～(6) 略

(3) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（法72の22①、令20の2の24）

(4) 非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の26③）

(5) 略

(6) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の26⑥）

4の6の4 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（法72の22②、令20の2の25）

(2) 収入金額課税事業又は非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の26④）

(3) 略

(4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の26⑦）

4の6の9 内国法人について、当該内国法人の特定子会社に対する貸付金がある場合又は当該特定子会社の発行する社債を保有している場合には、当該内国法人が当該特定子会社の株式等を直接保有しているか否かにかかわらず、当該貸付金等は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含まれないものであること。（令20の2の23IV）

4の6の10 非課税事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の26）

(1)～(6) 略

7 所得の算定

4の7の2 各事業年度の所得の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる法人の区分に応じ、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 内国法人 法人税の課税標準である所得の計算の例による。
- (2) 外国法人 法人税の課税標準である恒久的施設帰属所得に係る所得の計算の例により算定した当該恒久的施設帰属所得に係る所得の金額及び法人税の課税標準である恒久的施設非帰属所得に係る所得の計算の例により算定した当該恒久的施設非帰属所得に係る所得の金額の合算額とする。

なお、法人の各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第27条、第57条第6項から第8項まで、第59条第5項、第62条の5第5項、第64条の5、第64条の7及び第64条の8並びに租税特別措置法第55条（同条第1項及び第8項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）並びに法人税法施行令第112条の2第6項から第8項までの規定の例によらないことに留意すること。（法72の23②、令20の3）

4の7の5 法第72条の23第2項及び第3項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23②・③）

- (1)～(11) 略
- (12) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく医療とは、同法第36条の9及び第37条の規定に基づく医療をいうものであること。
- (13) 略
- (14) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービスとは、同法第41条の規定に基づき居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビ

7 所得の算定

4の7の2 各事業年度の所得の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる法人の区分に応じ、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 内国法人 法人税の課税標準である所得の計算の例による。
- (2) 外国法人 法人税の課税標準である恒久的施設帰属所得に係る所得の計算の例により算定した当該恒久的施設帰属所得に係る所得の金額及び法人税の課税標準である恒久的施設非帰属所得に係る所得の計算の例により算定した当該恒久的施設非帰属所得に係る所得の金額の合算額とする。

なお、法人の各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法_____第57条第6項から第8項まで、第59条第5項、第62条の5第5項、第64条の5、第64条の7及び第64条の8並びに租税特別措置法第55条（同条第1項及び第8項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）並びに法人税法施行令第112条の2第6項から第8項までの規定の例によらないことに留意すること。（法72の23②、令20の3）

4の7の5 法第72条の23第2項及び第3項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23②・③）

- (1)～(11) 略
- (12) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく医療とは、同法_____第37条の規定に基づく医療をいうものであること。
- (13) 略
- (14) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービスとは、同法第41条の規定に基づき居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビ

リテーション又は短期入所療養介護に限る。)をいい、同法の規定により介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービスとは、同法第53条の規定により介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービス(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に限る。)をいい、同法の規定により施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービスとは、同法第48条の規定に基づき施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービス

をいう。この場合において、当該指定居宅サービス、指定介護予防サービス又は介護保健施設サービスに要する費用については、居宅介護サービス費又は施設介護サービス費として市町村が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該指定居宅サービス、指定介護予防サービス又は介護保健施設サービスに要する費用の額としてこれらの規定により定める金額のうち、当該被保険者が負担する額を加えた金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。

(15)及び(16) 略

10 外国において事業を行う内国法人の課税標準の算定

4の10 内国法人が外国に恒久的施設に相当するものを有する場合には、当該内国法人の事業の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額から外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を控除して得た額が当該

リテーション又は短期入所療養介護に限る。)をいい、同法の規定により介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービスとは、同法第53条の規定により介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービス(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に限る。)をいい、同法の規定により施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービスとは、同法第48条の規定に基づき施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービスを

いい、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法の規定により施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスとは、同法第48条の規定に基づき施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスをいう。この場合において、当該指定居宅サービス、指定介護予防サービス、介護保健施設サービス又は指定介護療養施設サービスに要する費用については、居宅介護サービス費又は施設介護サービス費として市町村が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該指定居宅サービス、指定介護予防サービス、介護保健施設サービス又は指定介護療養施設サービスに要する費用の額としてこれらの規定により定める金額のうち、当該被保険者が負担する額を加えた金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。

(15)及び(16) 略

10 外国において事業を行う内国法人の課税標準の算定

4の10 内国法人が外国に恒久的施設に相当するものを有する場合には、当該内国法人の事業の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額から外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を控除して得た額が当該

内国法人の付加価値割、資本割、所得割又は収入割の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」（平成16年4月1日総税都第16号）により通知するところによるものであること。（法72の19・72の22・72の24・72の24の3）

なお、従業者数按分により控除すべき外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を算定する場合の按分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。（令20の2の21・20の2の25・20の2の26・21の10・23）

4の11 外国法人の資本金等の額から従業者数按分により控除すべき外国の事業に帰属する資本金等の額を算定する場合の按分の基準となる従業者数について、当該外国法人の恒久的施設と他の法人の事務所等に兼務している者については、原則として当該外国法人の恒久的施設及び当該他の法人の事務所等それぞれの従業者として取り扱うものであるが、関係法令の規定があるため国内においてのみ多数の従業者が兼務している等の理由により、この取扱いによることが不合理であると認められる場合には、当該兼務している者の合計数を、当該外国法人の恒久的施設及び当該他の法人の事務所等に係る当該兼務している者の勤務時間の合計数等の最も妥当と認められる基準により按分することとしても差し支えないものであること。（令20の2の26）

この場合において、次に掲げる事項に留意すること。

(1)及び(2) 略

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の4 道府県は、100%子法人等（所得等課税法人及び資本金1億円超のもの等を除く。）が行う事業に対する令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額が、当該法人を法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額を超える場合には、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号

内国法人の付加価値割、資本割、所得割又は収入割の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」（平成16年4月1日総税都第16号）により通知するところによるものであること。（法72の19・72の22・72の24・72の24の3）

なお、従業者数按分により控除すべき外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を算定する場合の按分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。（令20の2の20・20の2の24・20の2の25・21の9・23）

4の11 外国法人の資本金等の額から従業者数按分により控除すべき外国の事業に帰属する資本金等の額を算定する場合の按分の基準となる従業者数について、当該外国法人の恒久的施設と他の法人の事務所等に兼務している者については、原則として当該外国法人の恒久的施設及び当該他の法人の事務所等それぞれの従業者として取り扱うものであるが、関係法令の規定があるため国内においてのみ多数の従業者が兼務している等の理由により、この取扱いによることが不合理であると認められる場合には、当該兼務している者の合計数を、当該外国法人の恒久的施設及び当該他の法人の事務所等に係る当該兼務している者の勤務時間の合計数等の最も妥当と認められる基準により按分することとしても差し支えないものであること。（令20の2の25）

この場合において、次に掲げる事項に留意すること。

(1)及び(2) 略

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

）附則第8条第2項の規定による控除（以下5の4において「令和6年改正法附則第8条の規定による控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

（1）令和6年改正法附則第8条の規定による控除は、各事業年度の法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の確定申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、当該控除を行う場合には、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。（令和6年改正法附則8②）

（2）事業税額からの控除としては、まず令和6年改正法附則第8条の規定による控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、その次に既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（令和6年改正法附則8③）

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の9 法人税法第71条第1項ただし書若しくは第144条の3第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人_____、収入金額課税法人（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人をいう。以下この章において同じ。）、収入金額等課税法人（法第72条の2第1項第3号イ及びロに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。）、特定ガス供給業を行う法人及び通算親法人が協同組合等である通算子法人で、法人税法第71条第1項第1号に掲げる金額（同条第2項又は同項第3項の規定の適用がある場合には、適用後の金額）が10万円を超える法人を除き、事業税においても中間申告書の提出を要しないものであること。

なお、法人税法第71条第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人が同法第72条第1項及び第5項の規定により仮決算による法人税

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の9 法人税法第71条第1項ただし書若しくは第144条の3第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。）、収入金額課税法人（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人をいう。以下この章において同じ。）、収入金額等課税法人（法第72条の2第1項第3号イ及びロに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。）、特定ガス供給業を行う法人及び通算親法人が協同組合等である通算子法人で、法人税法第71条第1項第1号に掲げる金額（同条第2項又は同項第3項の規定の適用がある場合には、適用後の金額）が10万円を超える法人を除き、事業税においても中間申告書の提出を要しないものであること。

なお、法人税法第71条第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人が同法第72条第1項及び第5項の規定により仮決算による法人税

の中間申告書を提出する場合であっても、外形対象法人、収入金額課税法人、収入金額等課税法人及び特定ガス供給業を行う法人を除き、事業税においては中間申告書の提出を要しないものであることに留意すること。（法72の26⑧）

6の25 法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人は、申告書に、貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表並びに当該法人の事業等の概況に関する書類（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を含む。）の添付を義務づけられていないが、当該法人の事務所又は事業所所在地の道府県知事は、事業税の賦課徴収について必要があると認めるときは、法第72条の34の規定に基づき、当該法人に対し、これらの書類の提出を求めることができることに留意すること。（法72の34）

6の26～6の29 略

第5章 不動産取得税

第3 賦課徴収

22 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。（法73の24、法附則10の3②、令附則6の18②）

(1)～(3) 略

(4) 土地を取得した日から2年以内（土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4年）以内）に特例適用住宅が新築されたかどうか又は土地を取得した日前1年の期間内に特例適用住宅が新築されていたかどうかの認定については、その実態に応じて判断すること。

(5)～(7) 略

第4 宅地評価土地の取得に対する特例

の中間申告書を提出する場合であっても、外形対象法人、収入金額課税法人、収入金額等課税法人及び特定ガス供給業を行う法人を除き、事業税においては中間申告書の提出を要しないものであることに留意すること。（法72の26⑧）

6の25～6の28 略

第5章 不動産取得税

第3 賦課徴収

22 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。（法73の24、法附則10の3②、令附則6の18②）

(1)～(3) 略

(4) 土地を取得した日から2年以内（土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4年）以内）に特例適用住宅が新築されたかどうか又は土地を取得した日前1年の期間内に特例適用住宅が新築されていたかどうかの認定については、その実態に応じて判断すること。

(5)～(7) 略

第4 宅地評価土地の取得に対する特例

30 令和6年度の固定資産税の評価替えに関連し、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額としているが、宅地評価土地とは、地目が宅地であるもの及び地目が宅地以外となっている土地でその価格がその土地と状況が類似する宅地に比準して求められるものをいうものであり、固定資産税にいう宅地評価土地の意義と同一であること。（法附則11の5）

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第2 課税標準等

12 課税免除

(1) 略

(2) 石油化学製品を製造する事業を営む者が行う一定の石油化学製品の原料の用途その他一定の用途に供する軽油の引取り及び令和9年3月31日までに行われる一定の軽油の引取りについては軽油引取税を課さないこととされているが、これらの取扱いについては、別途「軽油引取税の課税免除について」（平成21年4月1日総税都第20号）により了知されたいこと。（法144の6、附則12の2の7、令43の6、令附則10の2の2）

第10章 自動車税

第2節 環境性能割

第4 軽自動車税の環境性能割の取扱い

15 軽自動車税の環境性能割に係る減免については、定置場所在市町村が減免に関する条例又は規則を定めた場合には、減免に関する事務については、当分の間、定置場所在道府県の知事が行うこととしていること。この場合においては、次の諸点に留意すること。（法附則29の10 _____）

(1)～(3) 略

30 令和3年度の固定資産税の評価替えに関連し、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額としているが、宅地評価土地とは、地目が宅地であるもの及び地目が宅地以外となっている土地でその価格がその土地と状況が類似する宅地に比準して求められるものをいうものであり、固定資産税にいう宅地評価土地の意義と同一であること。（法附則11の5）

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第2 課税標準等

12 課税免除

(1) 略

(2) 石油化学製品を製造する事業を営む者が行う一定の石油化学製品の原料の用途その他一定の用途に供する軽油の引取り及び令和6年3月31日までに行われる一定の軽油の引取りについては軽油引取税を課さないこととされているが、これらの取扱いについては、別途「軽油引取税の課税免除について」（平成21年4月1日総税都第20号）により了知されたいこと。（法144の6、附則12の2の7、令43の6、令附則10の2の2）

第10章 自動車税

第2節 環境性能割

第4 軽自動車税の環境性能割の取扱い

15 軽自動車税の環境性能割に係る減免については、定置場所在市町村が減免に関する条例又は規則を定めた場合には、減免に関する事務については、当分の間、定置場所在道府県の知事が行うこととしていること。この場合においては、次の諸点に留意すること。（法附則29の10、平成28年改正法附則20②）

(1)～(3) 略

第16章 狩猟税

5 特例措置の対象となる次に掲げる狩猟者の登録は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）の狩猟者登録の区分に対応するものであることに留意すること。

- (1) 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われる対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録（法附則32①）
- (2) 平成27年5月29日から令和11年3月31日までの間に行われる認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録（法附則32②）
- (3) 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間において、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）を行った者が受ける狩猟者の登録（法附則32の2①）
- (4) 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間において、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法に規定する従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する法人の監督の下に、許可捕獲等に従事する者をいう。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録（法附則32の2②）

第16章 狩猟税

5 特例措置の対象となる次に掲げる狩猟者の登録は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）の狩猟者登録の区分に対応するものであることに留意すること。

- (1) 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われる対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録（法附則32①）
- (2) 平成27年5月29日から令和6年3月31日までの間に行われる認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録（法附則32②）
- (3) 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間において、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）を行った者が受ける狩猟者の登録（法附則32の2①）
- (4) 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間において、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法に規定する従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する法人の監督の下に、許可捕獲等に従事する者をいう。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録（法附則32の2②）